

りんくう地区計画の手引き

常 滑 市

平成 29 年 7 月 1 日

1. 地区計画の概要

地区計画は、都市計画法（第12条の5）の規定に基づき、地区レベルの小さな単位で、その特性に応じてルールを定め、良好な都市環境の形成を図るものです。

りんくう地区は空港と常滑市街地をつなぐ地区であり、人や物の流れが活発となるまちの形成を目標に、きめ細かな建築物の規制・誘導を図り、本地区にふさわしい土地利用を促進するため地区計画を定めています。

《届出が必要な行為》

- ・ 土地の区画形質の変更
- ・ 建築物の建築、工作物の建設
- ・ 建築物等の用途の変更

ただし、以下に示す行為を行う場合には届出の必要はありません。

- (1) 通常管理行為、軽易な行為、その他の行為で都市計画法施行令第38条の5で定めるもの
- (2) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- (3) 国又は地方公共団体が行う行為
- (4) 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として都市計画法施行令第38条の6で定める行為
- (5) 都市計画法第29条の開発許可を要する行為その他都市計画法施行令第38条の7で定める行為（本地区では地区計画で定める制限の全てが建築制限条例に定められています。）

2. りんくう地区計画

知多都市計画地区計画の決定（常滑市決定）

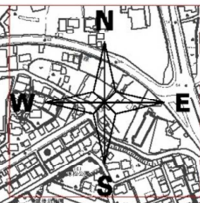
都市計画りんくう地区計画を次のように変更する。（平成 29 年 7 月 1 日常滑市告示第 29 号）

名	称	りんくう地区計画			
位	置	常滑市りんくう町一丁目、二丁目、三丁目の全部			
面	積	約 123.2 ha			
地区計画の目標		りんくう地区は空港と常滑市街地をつなぐ地区として、人や物の流れが活発となるまちの形成を目標とする。			
区及び域の整備開の方針	土地利用の方針	当該地区を、「空港対岸部 A 地区」及び「空港対岸部 B 地区」に区分し、りんくう町にふさわしい都市機能を適切に立地誘導する。			
	建築物等の整備の方針	空港に近接する地区としてふさわしい商業・業務等の集積を図り、建築物等の用途の制限を定める。			
地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	地区の名称	空港対岸部 A 地区	空港対岸部 B 地区
			地区の積	約 52.0 ha	約 71.2 ha
		建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 個室付浴場に係る公衆浴場その他これに類するもので建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。）第 130 条の 9 の 3 に定めるもの（※）</p> <p>(2) キャバレーその他これに類するもの</p> <p>(3) ナイトクラブその他これに類する令第 130 条の 7 の 3 に定めるもの</p> <p>(4) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項第 5 号に該当するものを除く。）</p> <p>(5) 床面積の合計が 15 m²を超える畜舎（ペットショップ、動物病院その他これらに類するものを除く。）</p> <p>(6) 葬儀場</p> <p>(7) 納骨堂</p> <p>(8) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 7 条に規定する一般廃棄物処理業、同法第 14 条に規定する産業廃棄物処理業又は同法第 14 条の 4 に規定する特別管理産業廃棄物処理業の用に供する建築物</p> <p>(9) 動物処理場等に関する条例（昭和 24 年愛知県条例第 3 号）第 1 条に規定する動物処理場</p>		<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) キャバレーその他これに類するもの</p> <p>(2) ナイトクラブその他これに類する令第 130 条の 7 の 3 に定めるもの</p> <p>(3) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項第 5 号に該当するものを除く。）</p> <p>(4) 床面積の合計が 15 m²を超える畜舎（ペットショップ、動物病院その他これらに類するもの及び研究開発施設に付属するものを除く。）</p> <p>(5) 葬儀場</p> <p>(6) 納骨堂</p> <p>(7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 7 条に規定する一般廃棄物処理業、同法第 14 条に規定する産業廃棄物処理業又は同法第 14 条の 4 に規定する特別管理産業廃棄物処理業の用に供する建築物</p> <p>(8) 動物処理場等に関する条例（昭和 24 年愛知県条例第 3 号）第 1 条に規定する動物処理場</p>

（※）建築基準法施工令の改正（平成 30 年 4 月 1 日）により、現行は令第 130 条の 9 の 5 に規定されています。
「区域及び地区の区分は、計画図表示のとおり」

知多都市計画りんくう地区計画 計画図

S=1/10,000



空港対岸部B地区

空港対岸部A地区

